

熊本県立菊池高等学校防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立菊池高等学校（以下「菊池高校」という。）に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

（1）設置場所、台数等

カメラは、菊池高校の次の場所に設置する。

職員玄関前ピロティ 2台 1階管理教室棟西側昇降口 2台

1階管理教室棟東側昇降口 1台

（2）撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

（3）撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

（4）録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録画した映像の管理方法

（1）保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

（2）保存期間

画像の保存期間は、1ヶ月とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

（3）画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が5年間保存しておくものとする。

（4）消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年（2026年）1月26日から施行する。